

## 霧島市立宮内小学校いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

本校はこれまで、いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、組織的に様々な取組を行ってきた。

平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、鹿児島県及び霧島市からも「いじめ防止基本方針」が示された。これを受け、本校も改めて「霧島市立宮内小学校いじめ防止基本方針」を策定することとし、これまで以上に、いじめ問題に対して学校・保護者・地域等と連携を図りながら、解決に向けた取組を行うこととした。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義第 2 条より）

### 3 いじめ問題への学校目標

全ての職員が、「いじめは、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての児童が安心・安全に学校が送ることができるように、学校一体となり、いじめ問題に正面から向き合う。

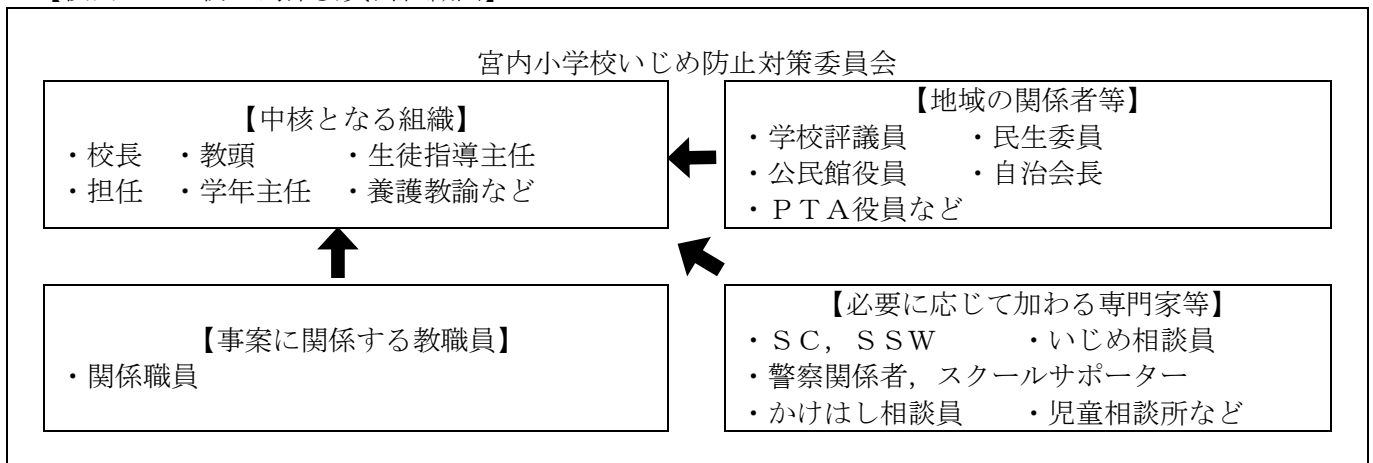
### 4 学校としての基本方針

- (1) 教児共に、「いじめを許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己肯定感を高め、自他共に認められる教育活動を推進する。
- (3) いじめの未然防止・早期発見のために、日頃から児童観察と情報の共有に努める。
- (4) いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、必要に応じて、外部の各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### 5 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を下記のとおり設置する。

#### 【校内いじめ防止対策委員会組織図】



#### 【関連機関連絡先】

- |               |              |             |              |
|---------------|--------------|-------------|--------------|
| ○ 霧島市教育委員会    | 46-0707      | ○ 霧島警察署     | 47-2110      |
| ○ 青少年育成センター   | 43-2057      | ○ 隼人駅前交番    | 42-2251      |
| ○ 県中央児童相談所    | 099-264-3003 | ○ 県総合教育センター | 099-294-2788 |
| ○ 霧島市役所子育て支援課 | 64-0991      |             |              |

### 【定例会】

- 生活指導部会・・・月1回の例会をもち、各学年の生活指導担当者が集まり、情報交換を行い、改善策や対応策を協議する。
- 生徒指導支援委員会・・・学期1回実施。不登校及びいじめ問題を中心に情報交換や対応策を協議する。
- 職員朝会・・・連絡事項の後に、生徒指導及びいじめ問題について情報を共有する。

## 6 未然防止

### (1) 未然防止に関する基本的考え方

「いじめは、どの学級でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるように、未然防止に努める。未然防止を充実させるため、下記の3点を未然防止に関する基本方針とする。

### 【基本方針】

- 教児共に、「いじめを許さない、見過ごさない」雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 日頃から児童観察と情報の共有に努める。

### (2) 具体的な取組

- ① 道徳教育や特別活動等をとおして、児童の好ましい人間関係を築く。
  - ・ 教育課程への位置付け
- ② いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- ③ いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- ④ いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
  - ・ 教育相談・アンケート等にいじめ情報収集項目を入れる。
- ⑤ 一人で悩まずに、家族・学校・友達・関係機関等に相談するよう指導する。
  - ・ 教育相談・アンケート等の充実と活用
  - ・ 相談機関の紹介
- ⑥ いじめについて考える場を計画的に設ける。
  - ・ 道徳や学級活動の時間において、いじめをテーマとした授業の展開を実施
- ⑦ 行事等をとおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- ⑧ いじめ解決に向けた、児童の主體的な活動を支援する。
  - ・ 学級での話し合いにおける教師の効果的なアドバイス
  - ・ 児童会活動のよりよい人間関係作りに効果的な取組への支援
  - ・ クラブ活動での異学年集団におけるよりよい人間関係作りへの支援
- ⑨ 「いじめ問題を考える週間」（4月・9月・1月）では、下記の具体的な取組を展開し、いじめを防止する手だてとする。
  - ア 児童に対する啓発活動
    - ・ いじめ防止にむけた児童の自主的活動の推進(みんなで遊ぶ日の設定等)
    - ・ いじめ防止や人権尊重に関する特別授業の実施(道徳・学級活動にて)
    - ・ いじめ防止のポスター及び標語作成への取組(ポスター、標語への積極的な取組)
  - イ 児童のいじめ等の実態把握
    - ・ 期間中にいじめアンケート(無記名)及び生活アンケート(記名)を行い、いじめの有無についての資料とする。
    - ・ 教育相談等の実施
  - ウ いじめ問題に関する職員研修の実施
    - ・ 全職員による「宮内小学校いじめ防止基本方針」の再確認、生徒指導事例研修の実施
    - ・ 生徒指導支援委員会・生徒指導部会・職員朝会での共通理解の設定
    - ・ いじめに関する諸資料の活用
    - ・ 「社会で許されない行為は子どもでも許されません」県教委より
    - ・ 「もし、あなたのお子さんがこんなことを書き込んでいたらこんなことを書き込まれていたらどうしますか…」県教委より
    - ・ 「いじめ対策必携」県教委より
    - ・ 「いじめ早期発見シート」文科省より
  - エ 保護者に対する啓発活動
    - ・ 学校だより等をとおした啓発
    - ・ いじめ問題に関するPTAの会合や講演会等の実施
  - オ 地域と連携した活動の推進

- ・ 心豊かな子供を育成する会での広報・啓発
  - ・ いじめ防止に向けた地域と一体になった会合や活動の実施(朝の声かけ運動等)
- カ 評価・改善
- ・ 期間終了後は、取組に対する評価を行い、今後に向けた改善を図る。

## 7 早期発見

### (1) 早期発見に関する基本的考え方

#### 【国の基本方針より】

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

#### 【霧島市いじめ防止基本方針より】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むと知に、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。(第8条)

### (2) 早期発見に向けた心構え

- ① 全ての大人(教職員・保護者・地域の方など)が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ④ いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

### (3) 学校の取組

学校の取組として、下の6項目を中心に、組織的・計画的に実践していくようにする。そして、気になることについて、日頃から教職員同士(業間・放課後・学年会・生徒指導委員会等)や保護者(放課後・教育相談日・学級PTA等)、また、関係機関と連絡を取り合う関係を築いておくようにする。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
1 アンケートによる定期的な情報収集	生徒指導主任	・各種アンケートの実施と結果からの分析
2 「いじめ対策必携」の活用	生徒指導主任 研修係	・職員研修での読み合わせと共通理解
3 教育相談による児童の状況把握	教育相談係	・教育相談日(3・4木)とチャンス相談の実施
4 SC・SSW等の保護者への周知と活用	管理職 養護教諭	・SC等の紹介文書の配布と相談機関の連絡先の周知
5 全職員による校内巡視	全職員	・朝、休み時間、昼休み、放課後の校内巡視と声掛け
6 学校便り等による取組状況の情報発信	管理職 ICT担当	・学校便りやPTAの会合での紹介 ・ブログやメールでの情報発信

## 8 対応の在り方

### (1) いじめが確認された場合の対応

- ① 組織的な対応を行う。
  - ・ 学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下関係のある全ての教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの問題解決にあたる。
  - ・ 事実の聞き取りは原則複数で行い、情報の窓口は一本化する。
- ② 学校は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
  - ・ 情報提供者に被害が及ばないように配慮して指導にあたる。
- ③ いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
  - ・ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、加害児童には毅然とした態度で指導にあたる。
  - ・ 観衆・傍観者の立場にいる児童に対しても、いじめているのと同様の行為であることを理解させ、指導する。
- ④ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関と連携する。
  - ・ いじめが重大な事態と判断された場合には、学校内だけでなく、関係機関、専門家と連携、協力し

て対応にあたる。

- 家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えると共に、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。
- いじめられた児童の保護者に対しては、事例が解決した際も、事後経過の連絡、情報交換を定期的に行う。
- 学校評議員や、PTA等地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、日頃から連携強化を推進し、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼する。

(2) いじめ問題等への基本的な対応の流れ

いじめ情報の入手→状況を観察しながら慎重に情報を収集し、間接的介入を図る。

	<p><b>【情報収集の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 誰が誰をいじめているのか。【加害者と被害者の確認】</li> <li><input type="checkbox"/> いつ、どこで起こったのか。【時間と場所の確認】</li> <li><input type="checkbox"/> どんな内容のいじめか。どんな被害を受けたのか。【内容】</li> <li><input type="checkbox"/> いじめのきっかけは何か。【背景と要因】</li> <li><input type="checkbox"/> いつ頃から、どのくらい続いているのか。【期間】</li> </ul> <p><b>【情報収集の手段】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 各種アンケートの実施◇保護者との連携</li> <li>◇ 日記、連絡帳など◇日常生活の観察</li> <li>◇ 児童との会話◇教育相談(児童・保護者)</li> <li>◇ 職員間の会話◇養護教諭との連携</li> </ul> <p><b>【情報入手の留意点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「いじめはない」などの個人的な解釈で看過しない。</li> <li>◆ 他の職員からの情報の協力をもらう。</li> <li>◆ 職員がいじめ問題への強い姿勢を示す。</li> </ul> <p><b>【担任が陥りやすい傾向】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自分の責任と思いこみ、自分だけで解決しようとする。</li> <li>● 指導力が否定されたと感じる。</li> <li>● 解決を焦る。</li> </ul>
いじめ対応チームの編成	校長・教頭・担任・学年主任・生徒指導主任・養護教諭等 霧島市教育委員会・関連機関
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ いじめられた児童を徹底して守る。</li> <li>◇ 見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)</li> </ul>
対応方針の決定・役割分担	
	<p><b>【対応方針会議での協議内容】</b>→対応方針について市教委に相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急度の確認(命に関わる可能性があるか)</li> <li>○ 詳細な調査の必要性(調査の内容と方法の検討)</li> <li>○ 具体的な指導・援助の方針の検討(役割分担・支援チームの構成)</li> <li>○ 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認</li> <li>○ 保護者への対応○関係機関との連携の方向性</li> </ul> <p><b>【役割分担】</b></p> <p>〈担任・学年主任他〉→管理職に報告→指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめられた児童の事情聴取と支援</li> <li>・ いじめた児童の児童聴取と指導</li> </ul> <p>〈教頭〉→校長に報告→指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者への対応・関係機関との対応</li> <li>・ 教育委員会へ対応方針について連絡・相談</li> </ul> <p>〈生徒指導主任〉→管理職に報告→指示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲の児童と全校児童への指導</li> </ul>

**【児童】**

- いじめられた児童，いじめた児童，周囲にいる児童から個別に聴き取りを行う。
- いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。
- 事情聴取は，被害者→周囲にいる児童→加害者の順に行う。
- 情報の食い違いはないか，複数の職員で確認しながら聴取を進める。
- 聴取を終えた後は，当該児童を自宅まで送り届けるなどし，担任(教頭同行)が保護者に直接説明する。

**【いじめられた児童への対応】**

- ① いじめられた児童を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに，秘密を守ることを約束し，安心感を与える。
- ② つらさ，悔しさ等を温かく受け止め，本人の意思を確認しながら，今後の対応を一緒に考える。
- ③ 決して一人で悩まず，大人に相談することの重要性を伝える。
- ④ 良い点を励ますなど，自信回復への積極的支援を行う。
- ⑤ 自己肯定感を回復できるよう，学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
- ⑥ 仲直りして問題が解決したと考えず，その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。
- ⑦ 必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し，児童の心のケアを図る。

**【いじめた児童への対応】**

- ① いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ，いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し，謝罪したいという気持ちが抱けるようになるまで，個別のかかわりを継続する。
- ② 当事者だけでなく，周りの子どもからの情報を収集し，実態を把握する。
- ③ 集団によるいじめも視野に入れて，集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
- ④ 何がいじめであるかなど，いじめの定義や内容等についてしっかり理解させる。
- ⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し，学校生活に目的をもたせ，人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
- ⑥ いじめた児童の家庭や地域での状況，人間関係や生活経験等についても把握しておく。
- ⑦ 場合によっては，警察等の協力や出席停止措置をとる。
- ⑧ いじめが解決したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。
- ⑨ 必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し，児童の心のケアを図る。

**【いじめられた児童の保護者への対応】**

- ① 発見したその日に，家庭訪問等で保護者に面談し，事実関係を伝える。
- ② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- ③ 学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。
- ④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ⑤ 学校として，児童を守り通すことを十分に伝える。
- ⑥ 家庭で児童の変化に注意してもらい，些細なことでも相談するように伝える。
- ⑦ 場合によっては，緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。
- ⑧ 必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し，保護者の心のケアを図る。

<p><b>【いじめた児童の保護者への対応】</b></p> <p>① 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらう。</p> <p>② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。</p> <p>③ 担任等が仲介役となり、いじめられた児童の保護者と協力していじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。</p> <p>④ 児童のより良い成長を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を継続する。</p> <p>⑤ 双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続ける。</p> <p>⑥ 必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、保護者の心のケアを図る。</p>	
<p><b>【傍観者等への対応】</b></p> <p>① いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。</p> <p>② はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることになることを理解させる。</p> <p>③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。</p> <p>④ いじめを訴えることは、いわゆる「チクリ」ではなく、正義に基づいた勇氣ある行動であることを指導する。</p>	
<p>指導体制の検討・今後の対応</p>	<p>状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら、指導体制を再検討していく。</p>
	<p><b>【いじめ対応チームによる対応】</b></p> <p>○学校生活での意図的な観察及び助言(該当児童と周りの児童の状況) →〈学級担任・学年主任，養護教諭等〉</p> <p>○学級担任へのサポート(情報交換，学級づくりへの支援)→〈生徒指導主任，管理職〉</p> <p>○保護者との連携支援→〈学級担任，管理職〉</p> <p>○関係機関との連携支援→〈管理職，スクールカウンセラー〉</p> <p>○その後の状況についての教育委員会への報告→〈管理職〉</p>

(3) ネット上でのいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐために直ちに削除の措置をとる。名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める。

必要に応じて鹿児島地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに霧島警察署に通報し、援助を求める。

早期発見のために霧島市教委と連携して、学校ネットパトロールを実施し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。児童が悩みを抱え込まないように、鹿児島地方法務局における人権侵害情報に関する相談受付があることを周知しておく。

保護者に対しても、学級PTAや教育講演会等通して、「スマホ等使い方の約束きりしま」を基に理解を求めていく。

- 鹿児島地方法務局霧島支局霧島市国分中央三丁目 42 番 1 号      ℡45-0064
- 霧島警察署生活安全課霧島市国分中央三丁目 44 番 22 号      ℡47-2110

9 その他の留意事項

(1) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの早期発見、防止に適切に取り組んでいけるようにするために、一部の教職員に過重な負担がかからないように、校務分掌を適性化し、組織的体制を整えるなど校務の効率化に努める。

(2) 地域や家庭との連携強化

いじめを受けた児童とその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童に対する指導又は保護者への助言を継続的に行うようにする。また、いじめを受けた側といじめを行った側の間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を双方の保護者と共有するようにする。